

(別紙1)

1. 健康保険における被扶養者資格の認定要件について

被扶養者となるためには、原則として次の要件を満たしていることが必要となります

- (1) 主として被保険者によって生計を維持されていること。
- (2) 認定対象者が75歳未満であること。(75歳以上は後期高齢者医療制度の被保険者)
- (3) 日本国内に住所を有すること。(住民基本台帳に住民登録されていること)
ただし、留学生や外国に赴任する被保険者に同行する者は特例で認定可能です。
- (4) 認定対象者の年間収入が基準内であること。

A. 60歳未満の場合

年間収入130万円未満(目安として、月額108,334円未満、日額3,612円未満)

B. 60歳以上、または障害年金を受給している場合

年間収入180万円未満(目安として、月額150,000円未満、日額5,000円未満)

注:「年間収入」とは、給与・公的年金・企業年金等についての総支給額であり、失業給付金や傷病手当金等を含みます。自営業者については、売上高から売上原価と当該事業遂行のために最低限必要な経費(直接的経費)を控除した額であり、税法上の所得金額とは異なります。

2. 既存の被扶養者が被扶養者資格の認定要件を満たさなくなった場合の対応について

被扶養者の状況に変動があり上記認定要件を満たさなくなった場合は、脱退手続が必要となります。

(1) 脱退の手続方法

当健保のホームページから「健康保険被扶養者脱退届」をダウンロードのうえ作成し、当該健康保険被保険者証とともに当健保へ送付して下さい。

なお、被扶養者資格喪失日以降に当健保の健康保険被保険者証を使用して医療機関等で受診した場合は、医療費を返納していただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 認定要件を満たさなくなる主なケース

- A. 被扶養者が就職（パート・アルバイトを含む）し、就職先から健康保険被保険者証を交付された場合（就職先の健康保険組合にて被保険者として加入することになるため、新たに被保険者として資格取得した日以降は、当健保の健康保険被保険者証を使用することはできません。）
- B. 被扶養者が結婚等により他者に扶養される場合
- C. 被保険者と離婚した場合
- D. 被扶養者が死亡した場合
- E. 被扶養者が後期高齢者医療保険に加入した場合（75歳に到達した場合）
- F. 被扶養者の収入が基準外となる場合

3. 「一時的な収入変動における被扶養者認定の円滑化」について

- (1) 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動等により被扶養者の収入が基準外となる場合において、被扶養者の勤務先の事業者から証明書を取得することにより認定が可能となるもので、当面は最大2年間の時限的措置となっています。
- (2) 直近の収入に基づく年収見込が130万円以上となるなど認定要件を満たさない状況においても、上記(1)に該当する可能性がある場合については、手続等をご案内しますので、当健保へご連絡ください。

以 上